

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2016年11月30日

【発行者名】 投資法人みらい

【代表者の役職氏名】 執行役員 菅沼 通夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田三丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 三井物産・イデラパートナーズ株式会社
取締役CFO 上野 貴司

【電話番号】 03-5771-9100

**【届出の対象とした募集（売出）
内国投資証券に係る投資法人の
名称】** 投資法人みらい

**【届出の対象とした募集（売出）
内国投資証券の形態及び金額】** 形態：投資証券
発行価額の総額：一般募集 52,025,080,000円
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し
1,840,000,000円

(注1)発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。
但し、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

(注2)売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2016年11月11日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、一般募集における発行価格の決定に先立ち、発行価格の仮条件が決定されましたので、これに関連する事項を訂正するため、また、本投資法人の指定する販売先である三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社及び株式会社イデラ キャピタルマネジメントの状況等に関する事項を追加するため、さらに、本投資法人及び本資産運用会社の社内規程の改定に伴いこれらに関連する記載を訂正するため、加えて、同有価証券届出書「第二部 ファンド情報／第1 ファンドの状況／3 投資リスク」の記載における誤記を訂正するため本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(15) 手取金の使途

(16) その他

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(3) 売出数

(4) 売出価額の総額

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

(2) リスクに対する管理体制

① 投資法人について

② 資産運用会社について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)]

1【募集内国投資証券】

(3)【発行数】

<訂正前>

293,000口

(注) 本「1 募集内国投資証券」に記載の募集(以下「一般募集」といいます。)にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)が指定先(後記「(16) その他⑥」に定義されます。)から10,000口を上限として借り入れる本投資口(但し、かかる貸借は、今後決定される、後記「(16) その他⑥」に記載の一般募集における本投資口の指定先への各販売口数及び株式会社イデラ キャピタルマネジメントが本書の日付現在保有する本投資口750口の合計口数を上限とし、後記「(16) その他⑥」に記載のとおり、一般募集における本投資口が指定先に販売されることを条件とします。)の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)を行う場合があります。

(後略)

<訂正後>

293,000口

(注) 本「1 募集内国投資証券」に記載の募集(以下「一般募集」といいます。)にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)が指定先(後記「(16) その他⑥」に定義されます。)から10,000口を上限として借り入れる本投資口(但し、かかる貸借は、後記「(16) その他⑥」に記載のとおり、一般募集における本投資口が指定先に販売されることを条件とします。)の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)を行う場合があります。

(後略)

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

58,600,000,000円

(注) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人(以下「引受人」といいます。)の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

52,025,080,000円

(注) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人(以下「引受人」といいます。)の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

(5)【発行価格】

<訂正前>

(前略)

(注2) 発行価格の決定にあたり、2016年11月30日(水)に仮条件を提示する予定です。当該仮条件は、本投資法人が本書の日付現在において保有し又は取得予定の資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し決定する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注2) 発行価格の仮条件は、183,000円以上185,000円以下の価格とします。当該仮条件は、本投資法人が本書の日付現在において保有し又は取得予定の資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し決定しました。

(後略)

(15)【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金58,600,000,000円については、後記「第二部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/2 投資方針/(2) 投資対象/③ 取得予定資産の概要」に記載の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当によ

る新投資口発行の手取金上限2,000,000,000円については、本投資法人が当該取得予定資産の取得資金の一部として借り入れた借入金の返済に充当し、又は手元資金として将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注1) 上記の第三者割当については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項／1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注2) 上記の手取金は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金52,025,080,000円については、後記「第二部 ファンド情報／第1 ファンドの状況／2 投資方針／(2) 投資対象／③ 取得予定資産の概要」に記載の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限1,775,600,000円については、本投資法人が当該取得予定資産の取得資金の一部として借り入れた借入金の返済に充当し、又は手元資金として将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注1) 上記の第三者割当については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項／1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注2) 上記の手取金は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

(16) 【その他】

<訂正前>

(前略)

⑥引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本資産運用会社の株主である三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社（以下「三井物産アセットマネジメント・ホールディングス」ということがあります。）及び株式会社イデラ キャピタルマネジメント（以下「イデラ キャピタル」ということがあります。また、三井物産アセットマネジメント・ホールディングスと併せて「指定先」といいます。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、それぞれ5,000口及び4,250口を販売する予定です。なお、イデラ キャピタルは、本書の日付現在、本投資口750口を保有しているため、本書による一般募集の完了の時点で、指定先はいずれも同数の本投資口を保有する予定です。但し、三井物産アセットマネジメント・ホールディングスの出資総額（発行価格ベース）の上限は10億円とされるため、発行価格に応じて販売口数が減少する場合があります、その詳細については今後決定されます。なお、その場合にも、指定先はいずれも本書による一般募集の完了の時点において同数の本投資口を保有する予定です。

<訂正後>

(前略)

⑥引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本資産運用会社の株主である三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社（以下「三井物産アセットマネジメント・ホールディングス」ということがあります。）及び株式会社イデラ キャピタルマネジメント（以下「イデラ キャピタル」ということがあります。また、三井物産アセットマネジメント・ホールディングスと併せて「指定先」といいます。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、それぞれ5,000口及び4,250口を販売する予定です。なお、本書による一般募集の完了の時点で、指定先はいずれも同数の本投資口を保有する予定です（イデラ キャピタルについては、2016年11月30日現在保有する本投資口750口を含みます。）。指定先の状況等については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項／3 販売先の指定について」をご参照ください。

2 【売出内国投資証券(オーバーアロットメントによる売出し)】

(3) 【売出数】

<訂正前>

10,000口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社が指定先から10,000口を上限として借り入れる本投資口（但し、かかる貸借は、今後決定される、前記「1 募集内国投資証券／(16) その他⑥」に記載の一般募集における本投資口の指定先への各販売口数及びイデラ キャピタルが本書の日付現在保有する本投資口750口の合計口数を上限とし、前記「1 募集内国投資証券／(16) その他⑥」に記載のとおり、一般募集における本投資口が指定先に販売されることを条件とします。）の売出しです。

上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。また、今後決定される、前記「1 募集内国投資証券／(16) その他⑥」に記載の一般募集における本投資口の指定先への販売口数によっても減少することがあります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項／1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

<訂正後>

10,000口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社が指定先から10,000口を上限として借り入れる本投資口（但し、かかる貸借は、前記「1 募集内国投資証券／(16) その他⑥」に記載のとおり、一般募集における本投資口が指定先に販売されることを条件とします。）の売出しです。

上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項／1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(4) 【売出価額の総額】

<訂正前>

2,000,000,000円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

1,840,000,000円

(注) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社が指定先から10,000口を上限として借り入れる本投資口(但し、かかる貸借は、今後決定される、前記「第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)/1 募集内国投資証券/(16) その他⑥」に記載の一般募集における本投資口の指定先への各販売口数及びイデラ キャピタルが本書の日付現在保有する本投資口750口の合計口数を上限とし、前記「第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)/1 募集内国投資証券/(16) その他⑥」に記載のとおり、一般募集における本投資口が指定先に販売されることを条件とします。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、10,000口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。また、今後決定される、前記「第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)/1 募集内国投資証券/(16) その他⑥」に記載の一般募集における本投資口の指定先への販売口数によっても減少することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が指定先から借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口を野村証券株式会社に取得させるために、本投資法人は2016年11月11日(金)開催の本投資法人役員会において、野村証券株式会社を割当先とする本投資口10,000口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、2017年1月16日(月)を払込期日として行うことを決議しています。

(中略)

2 ロックアップについて

- (1) 一般募集に関連して、指定先のそれぞれに、共同主幹事会社に対し、2016年12月7日(水)から2017年12月10日(日)までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等(但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。)を行わない旨を約していただく予定です。

上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

(後略)

<訂正後>

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社が指定先から10,000口を上限として借り入れる本投資口(但し、かかる貸借は、前記「第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)/1 募集内国投資証券/(16) その他⑥」に記載のとおり、一般募集における本投資口が指定先に販売されることを条件とします。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、10,000口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が指定先から借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口を野村証券株式会社に取得させるために、本投資法人は2016年11月11日(金)開催の本投資法人役員会において、野村証券株式会社を割当先とする本投資口10,000口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、2017年1月16日(月)を払込期日として行うことを決議しています。

(中略)

2 ロックアップについて

- (1) 一般募集に関連して、指定先のそれぞれは、共同主幹事会社に対し、2016年12月7日(水)から2017年12月10日(日)までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等(但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。)を行わない旨を合意しています。上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

(中略)

3 販売先の指定について

(1) 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区西神田三丁目2番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 長濱 俊文	
	資本金(注) (2016年11月30日現在)	2,172百万円	
	事業の内容	アセットマネジメント事業子会社の経営管理及び同事業に関連する投資業務	
	主たる出資者及びその出資比率	三井物産株式会社 100%	
b. 本投資法人与指定先との間の関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数(2016年11月30日現在)	二
		指定先が保有している本投資口の数(2016年11月30日現在)	二
	人事関係	本投資法人の執行役員は、指定先の従業員であり、指定先から本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している三井物産・イデラパートナーズ株式会社に出向して、同社の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼任しています。	
	資金関係	本投資法人は、指定先から借入れをしていません。また、指定先は、本投資法人の借入債務につき、保証及び担保を提供していません。	
	技術又は取引等の関係	本投資法人は、本資産運用会社及び指定先との間で、スポンサー・サポート契約を締結しています。	
c. 指定先の選定理由	本資産運用会社の株主が指定先であり、本投資法人与指定先との関係に鑑み、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を合致させるという観点から、指定先として選定しています。		

d. 販売しようとする本投資口の数	5,000口
e. 投資口の保有方針	指定先が保有した投資口については、継続して保有する意向であることを確認しています。
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は、指定先から提出を受けた貸借対照表及び連結貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が前記d.に記載の投資口数の払込みに要する資金を有していると判断しています。
g. 指定先の実態	指定先は東京証券取引所市場第一部上場企業の子会社です。本投資法人は、指定先より反社会的勢力等と一切関係がない旨の説明を受けた上で、新聞等の資料に基づく調査を行っており、これを踏まえ指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しています。なお、指定先が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

a. 指定先の概要	名称	株式会社イデラ キャピタルマネジメント
	本店の所在地	東京都港区北青山三丁目5番12号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 今井 夏生
	資本金（注） (2016年11月30日現在)	100百万円
	事業の内容	ファンドマネジメント事業、アセットマネジメント事業
	主たる出資者及びその出資比率	マーブルホールディングス株式会社 98%

b. 本投資法人与指定先との間の関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数（2016年11月30日現在）	二
		指定先が保有している本投資口の数（2016年11月30日現在）	750口
	人事関係	本投資法人与指定先との間には、人事関係はありません。	
	資金関係	本投資法人は、指定先から借入れをしていません。また、指定先は、本投資法人の借入債務につき、保証及び担保を提供していません。	
	技術又は取引等の関係	本投資法人は、本資産運用会社及び指定先との間で、スポンサー・サポート契約を締結しています。	
c. 指定先の選定理由		本資産運用会社の株主が指定先であり、本投資法人与指定先との関係に鑑み、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を合致させるという観点から、指定先として選定しています。	
d. 販売しようとする本投資口の数		4,250口	
e. 投資口の保有方針		指定先が保有した投資口については、継続して保有する意向であることを確認しています。	
f. 払込みに要する資金等の状況		本投資法人は、指定先から提出を受けた貸借対照表及び連結貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が前記d.に記載の投資口数の払込みに要する資金を有していると判断しています。	
g. 指定先の実態		本投資法人は、指定先より反社会的勢力等と一切関係がない旨の説明を受けた上で、新聞等の資料に基づく調査を行っており、これを踏まえ指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しています。なお、指定先が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。	

(注)資本金は百万円未満を切り捨てて記載しています。

(2) 投資口の譲渡制限

指定先は、一般募集に関連して、ロックアップに関する合意をしています。その内容については、前記「2 ロックアップについて (1)」をご参照ください。

(3) 発行条件に関する事項

一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は一般募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

(4) 一般募集後の主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有投資 口数 (口) (注1)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合(%) (注1)	一般募集後の所 有投資口数 (口) (注2)	一般募集後の総 議決権数に 対する所有議決権 数の割合(%) (注2)
三井物産アセットマネジ メント・ホールディング ス株式会社	東京都千代田区西神田三 丁目2番1号	二	二	5,000	1.6
株式会社イデラ キャピ タルマネジメント	東京都港区北青山三丁目 5番12号	750	100.0	5,000	1.6
計	二	750	100.0	10,000	3.3

(注1) 所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は2016年11月30日現在の数値を記載しています。

(注2) 一般募集後の所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2016年11月30日現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集による増加分を加味し、本件第三者割当による新投資口の全部が発行された場合の数値を小数第2位を四捨五入して記載しています。

(5) 投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

3【投資リスク】

(2) リスクに対する管理体制

① 投資法人について

<訂正前>

(前略)

そして、本投資法人は、「インサイダー取引防止規程」を制定し、本投資法人の役員によるインサイダー取引の防止に努めています。同規程では、本投資法人の役員は、本投資法人の発行する投資、新投資口予約権証券口及び投資法人債について、売買等を行ってはならないものとされ、本投資法人の役員でなくなった後も1年間は、同規程の定めに従わなければならないものとされています。

<訂正後>

(前略)

そして、本投資法人は、「インサイダー取引防止規程」を制定し、本投資法人の役員によるインサイダー取引の防止に努めています。同規程では、本投資法人の役員は、本投資法人の発行する投資口、新投資口予約権証券口及び投資法人債について、原則売買等を行ってはならないものとされ、例外的に、本投資法人の役員が本資産運用会社の役職員として、インサイダー取引として法令で禁止されない場合において、かつ累積投資契約に基づき取得する場合に限り、本投資法人の投資口を取得することができます。また、本投資法人の役員でなくなった後も1年間は、同規程の定めに従わなければならないものとされています。

② 資産運用会社について

<訂正前>

(前略)

そして、本資産運用会社は、「インサイダー取引防止規程」を制定し、本資産運用会社の役員及び従業員その他本資産運用会社の業務に従事するすべての者（以下「役職員等」といいます。）によるインサイダー取引の防止に努めています。同規程では、本資産運用会社の役職員等は、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債について、売買等を行ってはならないものとされ、本資産運用会社の役職員等でなくなった後も1年間は、同規程の定めに従わなければならないものとされています。

(後略)

<訂正後>

(前略)

そして、本資産運用会社は、「インサイダー取引防止規程」を制定し、本資産運用会社の役員及び従業員その他本資産運用会社の業務に従事するすべての者（以下「役職員等」といいます。）によるインサイダー取引の防止に努めています。同規程では、本資産運用会社の役職員等は、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債について、原則売買等を行ってはならないものとされ、例外的に、インサイダー取引として法令で禁止されない場合において、かつ累積投資契約に基づき取得する場合に限り、本投資法人の投資口を取得することができます。また、本資産運用会社の役職員等でなくなった後も1年間は、同規程の定めに従わなければならないものとされています。

(後略)